

大和市個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

大和市個人情報保護審査会規則（昭和63年大和市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。